

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会設置要領（案）

第 1 趣旨

県内各地域の生活交通確保対策を推進するため、山形県地域公共交通活性化協議会要綱第 9 条の規定に基づき、地域別部会を設置する。

第 2 組織

地域別部会は、村山、置賜、最上、庄内の 4 地域に設置し、それぞれ国土交通省東北運輸局山形運輸支局、山形県、関係市町村（以下「市町村」という。）及び関係バス事業者（以下「事業者」という。）で組織する。

第 3 構成

地域別部会における市町村及び事業者の構成は別表のとおりとし、必要に応じて他の者の出席を求めることができる。

第 4 会長及び副会長

地域別部会に会長及び副会長を置き、会長には山形県の各総合支庁連携支援室長を、副会長には国土交通省東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官をもってあてる。

第 5 協議事項

地域別部会は、山形県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成・実施及び各地域内の具体的な路線に係る生活交通の確保策等に関する以下の事項について、協議・調整及び検討を行う。

- (1) 計画に関する協議等全般
- (2) 道路運送法に係る手続き
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る手続き
- (4) 地域公共交通の現状把握及びあり方
- (5) その他必要な事項

第 6 分科会

地域別部会は、事案毎に関係する市町村及び事業者で構成する分科会を設けることができる。

第 7 地域公共交通会議

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に基づき市町村が設置した地域公共交通会議は、当該市町村が属する地域別部会の分科会とする。

第 8 事務局

地域別部会の事務は、山形県の各総合支庁総務企画部総務課連携支援室において行う。

第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は地域別部会において定める。

附 則

この要領は、平成13年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年8月8日から施行する。
- 2 改正後の第7の規定については、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月23日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月9日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月21日から施行する。

この要領は、平成25年6月26日から施行する。

この要領は、平成26年6月5日から施行する。

この要領は、平成28年6月21日から施行する。

この要領は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月27日から施行する。

別表

要領第3の市町村及び事業

地区協議会	関係市町村	関係バス事業者	備考
村山地域別部会	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	山交バス、はながさバス	
最上地域別部会	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	山交バス、新庄輸送サービス	
置賜地域別部会	米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	山交バス	
庄内地域別部会	鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町	庄内交通	

山形県地域公共交通活性化協議会事務処理要領（案）

第1 目的

この要領は、山形県地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第14条に基づき、要綱第3条に定める協議事項のうち道路運送法に係る手続き及び国庫補助事業（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）要綱に規定の地域公共交通計画（以下「計画」という。）の変更に係る手続きの事務処理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 道路運送法に係る手続き

1 路線の新設又は路線内容の変更の申出等

- (1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可（以下「4条許可」という。）及び法第79条の自家用自動車有償運送のうち市町村運営有償運送（交通空白輸送に限る。以下同じ。）に係る登録（以下「79条登録」という。）を受け運行する路線の新設又は路線内容の変更（休廃止を除く）を行う事業者は、あらかじめ協議会会長に申出する。
- (2) (1)の申出は、法施行規則第4条の事業計画又は法施行規則51条の2の申請書に掲げる事項のうち必要と認められる事項を記載して行うものとする。
- (3) 協議会会長は、(1)の申出があった場合に、必要に応じて協議会を開催のうえ協議をし、又は関係地域別部会会長あて申出の内容を通知する。
- (4) (3)の通知があった場合に地域別部会は、必要に応じて協議を行う。
- (5) 地域公共交通会議（法施行規則第9条の2に定めるものをいう。以下同じ。）において4条許可又は79条登録に係る路線の新設又は路線内容の変更（休廃止を除く）について協議が調ったときは、当該地域公共交通会議を主宰する市町村はすみやかに関係地域別部会会長に報告する。
- (6) (5)の報告は、法施行規則第4条又は第51条の2に掲げる事項のうち必要と認められる事項を記載して行うものとする。
- (7) (5)による報告があったときは、地域別部会会長は、協議会会長に通知する。
- (8) (5)の報告をした路線については、事業者は(1)の申出を要しない。

2 路線の休廃止にかかる申出等

- (1) 4条許可及び79条登録に係る路線の休止又は廃止の申出は、休廃止の予定日の6月前までの届出に先だて、路線の休廃止の意向を協議会会長に申し出ることとし、生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。
- (2) (1)の申出は、法第15条の2第1項及び法施行規則第15条の5の届出又は法第79条の11の届出に準じて行うものとする。
- (3) 協議会会長は、(1)の申出があった場合に、必要に応じて協議会を開催のうえ協議をし、又は申出の内容を関係地域別部会会長あて通知する。

- (4) 地域別部会は、(3)の通知があった場合に当該路線維持の必要性や代替方を協議し、地域別部会会長は協議結果を協議会会長に通知する。
- (5) 地域公共交通会議の協議結果に基づく4条許可又は79条登録による路線の休廃止については、当該地域公共交通会議を主宰する市町村の定めるところにより、当該地域公共交通会議において当該路線維持の必要性や代替方を協議するものとする。
- (6) (5)の協議を行ったときは、当該地域公共交通会議を主催する市町村はすみやかに地域別部会会長あてに協議結果を報告するものとする。
- (7) (6)の報告があったときは、地域別部会会長は、協議会会長あてに通知する。
- (8) (6)の報告をした路線については、事業者は(1)の申出を要しない。

第3 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る手続き

1 計画の認定申請

協議会は、国庫補助金の交付を受けて地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の運行を確保・維持するにあたり、補助対象となるバス路線等及びその運送予定者について議論し、計画に記載のうえ、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に計画の認定を申請する。

2 計画の内容変更の手続き

- (1) 1により認定を受けたバス路線の運行事業者又は市町村は、計画の内容に変更が生じる場合、変更内容がわかる書類を添付のうえ速やかに協議会会長に申出する。
- (2) (1)による申出があった場合に協議会会長は、協議会を開催し協議を行う。
- (3) (2)により協議が整った場合は、大臣に計画の変更認定を申請する。

3 計画添付書類の内容変更に係る手続き

- (1) 1により認定を受けたバス路線の運行事業者又は市町村は、計画の添付書類の内容に変更が生じる場合、変更内容がわかる書類を添付のうえ速やかに協議会会長に申出する。
- (2) 協議会会長は、(1)の申出があった場合に関係地域別部会会長あてに協議の依頼又は報告の通知する。
- (3) (2)の通知があった場合に、地域別部会は必要に応じて協議を行う。
- (4) (3)により協議を行った場合に、地域別部会会長は協議会会長あてに協議結果を報告する。
- (5) (4)により報告があった場合に、協議会会長は大臣に計画の変更認定又は届出を行う。

4 国庫補助金交付の手続き

- (1) 1により認定を受けた地域内フィーダー系統に係る市町村は、協議会会長に国庫補助金申請に必要な書類を提出する。
- (2) (1)により申請を受けた協議会会長は、大臣に補助金の交付を申請する。
- (3) 市町村は、(1)により申請した内容に変更が生じる場合、変更内容がわかる書類を添付のうえ速やかに協議会会長に申出する。
- (4) (3)による申出があった場合に協議会会長は、大臣に補助金の変更交付を申請する。
- (5) 国から交付決定及び額の確定の通知があった場合、協議会会長は市町村に内示額を通知する。
- (6) (5)により内示を受けた市町村は、協議会会長に補助金の交付を申請する。

(7) (6)により申請を受けた協議会会長は、市町村に交付決定を通知し、交付決定した額を市町村の指定する口座に補助金を振り込む。

第4 地域別部会の決定方法

地域別部会において第2又は第3に係る協議が整った場合、協議会の協議結果とみなす。

バス路線の形態により地域別部会に関係する市町村・事業者による分科会を設置して協議する場合は、分科会の決定事項を地域別部会の決定事項とすることができる。

第2に基づいて地域公共交通会議において協議が調った場合は、要綱第10条第2項により地域別部会の協議結果とみなす。

附 則

この要領は、平成14年3月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月24日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月27日から適用する。